

名古屋市告示第 331号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 7年 6月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人東山公園協会

名古屋市千種区田代町字瓶杵 1番の62

2 指定納付受託者に納入させる歳入

(1) 東山公園動植物園観覧料

(2) 東山公園展望塔観覧料

(3) 東山公園駐車場使用料

(4) 東山総合公園に係る寄附金

3 指定納付受託者に指定した日

令和 7年 3月28日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課